

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは多日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇ 条 例 目 次

- 職員等の旅費の特例に関する条例
- 特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正
- 職員等の給与に関する条例の一部改正
- 鳥取県職員定数条例の一部改正
- 特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正
- 特別職の職員等の旅費等に関する条例の一部改正
- 特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正
- 境港港湾施設使用料条例等の一部改正
- 鳥取県し畜生産検査条例の一部改正
- 県立学校授業料徴収条例の一部改正
- 鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部改正

条 例

職員等の旅費の特例に関する条例をここに公布する。

昭和二十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第十四号

職員等の旅費の特例に関する条例

職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号)及び特別職の職員等の旅費等に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号)に定める旅費のうち車賃、日当、宿泊料及び食料の額は、これらの条例の規定にかかわらず、当分の間、別表に定める額とする。但し、公立学校の教育職員についてはこの限りでない。

附 則

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。

別表
一、職員等の旅費に関する条例に定めるもの

職名	車賃(一キロメートル) (一日につき)		宿泊料(一夜につき)		食料 (一夜につき)
	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	
十五級の職務にある者	六、〇〇	六、〇〇	一、四一〇	一、一三〇	二七〇
十三級及び十四級の職務にある者	五、六〇	五、六〇	一、三二〇	一、〇五〇	二五〇
十一級及び十二級の職務にある者	五、二〇	五、二〇	一、二三〇	九八〇	二三〇
九級及び十級の職務にある者	四、八〇	四、八〇	一、一三〇	九〇〇	二二〇
八級の職務にある者	四、四〇	四、四〇	一、〇三〇	八三〇	二〇〇
七級以下の職務にある者	四、〇〇	四、〇〇	九四〇	七五〇	一八〇
議会の議員	六、〇〇	六、〇〇	一、四一〇	一、一三〇	二七〇
副議長	六、四〇	六、四〇	一、五〇〇	一、二〇〇	二九〇
議員	六、〇〇	六、〇〇	一、四一〇	一、一三〇	二七〇
知事	六、四〇	六、四〇	一、五〇〇	一、二〇〇	二九〇

二、特別職の職員等の旅費等に関する条例に定めるもの

職名	車賃(一キロメートル) (一日につき)		宿泊料(一夜につき)		食料 (一夜につき)
	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	
副知事	六、〇〇	六、〇〇	一、四一〇	一、一三〇	二七〇
副出納長	六、〇〇	六、〇〇	一、四一〇	一、一三〇	二七〇
副教育長	五、六〇	五、六〇	一、三二〇	一、〇五〇	二五〇
教育委員	五、二〇	五、二〇	一、二三〇	九八〇	二三〇
選挙管理委員	五、二〇	五、二〇	一、二二〇	九八〇	二三〇
監査委員	五、六〇	五、六〇	一、三二〇	一、〇五〇	二五〇
人事委員	五、二〇	五、二〇	一、二二〇	九八〇	二三〇
農業委員	五、二〇	五、二〇	一、二二〇	九八〇	二三〇
労働委員	五、二〇	五、二〇	一、二二〇	九八〇	二三〇
労働委員会の委員長	五、二〇	五、二〇	一、二二〇	九八〇	二三〇
収用委員	四、八〇	四、八〇	一、一三〇	九〇〇	二二〇
海区漁業調整委員	四、八〇	四、八〇	一、一三〇	九〇〇	二二〇
内水面漁場管理委員	四、八〇	四、八〇	一、一三〇	九〇〇	二二〇
公安委員	五、六〇	五、六〇	一、三二〇	一、〇五〇	二五〇
専門委員	六、四〇	六、四〇	一、五〇〇	一、二〇〇	二九〇
附属機関の委員その他これに類する構成員	五、二〇	五、二〇	一、二二〇	九八〇	二三〇

一般職の職員の場合による

選挙	開票	開票	開票	選挙	その他
管	管	立	立	立	特別職の職員
者	者	人	人	人	員
長	理	理	会	会	会
五、二〇〇	四、〇〇〇	"	"	"	"
二三〇	一八〇	"	"	"	"
一、二二〇	九四〇	"	"	"	"
九八〇	七五〇	"	"	"	"
一三〇	一八〇	"	"	"	"
二五〇以内	二五〇以内	一、三二〇以内	二五〇以内	二五〇以内	二五〇以内

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年三月三十一日 鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第十五号

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「給料、勤務地手当及び期末手当」を「給料及び期末手当」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同項中「及び、勤務地手当」及び「の合計額」を削る。

別表中	「知事	給料	八二、〇〇〇円
	副知事	"	五六、〇〇〇円
	出納長	"	四一、〇〇〇円
	教育長	"	四四、〇〇〇円
	「知事	給料	七三、〇〇〇円

副知事	"	"	六一、〇〇〇円
出納長	"	"	四五、〇〇〇円
教育長	"	"	四八、〇〇〇円
「議会の議員の中から選任された委員	報酬	"	四、〇〇〇円
「議会の議員の中から選任された委員	非常勤の委員	報酬	一二、〇〇〇円
人事委員会の委員	非常勤の委員	報酬	一二、〇〇〇円
人事委員会の委員	常勤の委員	給料	三四、〇〇〇円
人事委員会の委員	非常勤の委員	報酬	二、〇〇〇円
「議会の議員の中から選任された委員	報酬	"	四、〇〇〇円
「議会の議員の中から選任された委員	非常勤の委員	報酬	三七、〇〇〇円
「議会の議員の中から選任された委員	非常勤の委員	報酬	一二、〇〇〇円

人事委員会の委員 常勤の委員 三七、〇〇〇円
 非常勤の委員 報酬

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。

職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年三月三十一日 鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第十六号

職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員等の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項を次のように改める。

宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、三百六十円をこえない範囲内において

人事委員会の意見を聴き知事が定める額を借日直手当として支給する。

附 則

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第十七号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「常時勤務する地方公務員(嘱託、雇員及び備人を含む、副知事、出納長、副出納長及び教育長並びに

臨時的任用の職員を除く。)」を「常時勤務する一般職の地方公務員(教育長及び臨時的職員を除く。)」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 知事の事務部局の職員

イ 知事の事務部局の職員(中央病院、発電所及び印刷所の職員を除く。)

ロ 中央病院の職員 二、四三二人

ハ 発電所の職員 一七人

ニ 印刷所の職員 二二人

三 議会の事務部局の職員 二五人

四 選挙管理委員会の事務部局の職員 二人

五 監査委員の事務部局の職員 九人

六 教育委員会の事務部局の職員 二〇四人

七 労務委員会の事務部局の職員 一三人

八 公安委員会の事務部局の職員 二人

九 人事委員会の事務部局の職員 一五人

九 農業委員会の事務部局の職員

三人

附 則

1 この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 この条例施行の際現に第二条の規定による定数をこえる員数の職員は、昭和三十年三月三十一日までの間定数外として置くことができる。

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第十八号

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表中

「 議長 報酬月額 二二、〇〇〇円

「 副議長 " " 一八、五〇〇円

「 議員 " " 一四、〇〇〇円」を

「 議長 報酬月額 四〇、〇〇〇円

「 副議長 " " 三五、〇〇〇円

「 議員 " " 三一、〇〇〇円」に

改める。

附 則

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。

特別職の職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第十九号

特別職の職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の旅費等に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「通信費」を削る。

第三条を次のように改める。

第三条 削 除

第四条中「前二条」を「第二条」に改める。

(通信費)及び第五条の二を削る。

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。

特別職の職員等の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。別表中

「教育委員会の委員	議会の議員の中から選任された委員	報酬	四、〇〇〇円
「教育委員会の委員	公選の委員	報酬	一七、〇〇〇円
「教育委員会の委員	議会の議員の中から選任された委員	報酬	五、〇〇〇円
「教育委員会の委員	公選の委員	報酬	二四、〇〇〇円

附 則

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第二十号

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

境港港灣施設使用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第二十一号

境港港灣施設使用料条例等の一部を改正する条例

第一条 境港港灣施設使用料条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「五十銭」を「一円」に、「けい留」二十四時間を超えるとき十二時間までごとと同二十銭を、「けい留」二十四時間を超えるとき二円に改める。

第七条但書を削る。

第二条 港灣埋立地並に物揚場使用料条例(昭和十四年六月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削り、同条第三項中「十二時間以上」を「使用時間」に改める。

第五条の二中「境港港内施設使用料条例」を「境港港灣施設使用料条例」に改める。

第三条 国民健康保険法第四十七条の六の規定による審査委員会の審査手数料条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一円五十銭」を「二円」に、「審査の月の末日」を「審査の月の翌月の末日」に改める。

第四条 鳥取県「すいか」検査条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「二箇につき二十五銭」を「二箇につき一円」に改める。

第五条 鳥取県農産物検査条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号を削り、第二号を第一号とし、以下順次繰り上げる。	
第十条中、「なわ	一貫 十五銭
むしろ、かます	一枚 十五銭
みつまた	一貫 八十銭
こうぞ	同 八十銭
大麻	同 六十五銭
ちよ麻	同 八十五銭
「なわ	四貫 一円
むしろ、かます	四枚 一円

みつまた	一貫	一円
こうぞ	同	一円
大麻	同	一円
ちよ麻	同	一円

改める。

第六条 鳥取県立農事試験場依頼分析手数料条例(昭和十年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。

題名を「鳥取県農業試験場依頼分析手数料条例」に改める。

第一条中「鳥取県立農事試験場(以下単ニ農事試験場ト称ス)」を「鳥取県農業試験場(以下「試験場」ト称ス)」に、「農事試験場長」を「試験場長」に改め、「肥料」を削る。

第二条及び第三条中「農事試験場長」を「試験場長」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 依頼者分析ニ応ズル旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ

手数料トシテ第二号様式ノ納付書ニ依リ左記金額ヲ試験場長ニ納付スベシ。

一 土壌ノ定性分析	一成分ニ付	百円
二 土壌ノ定量分析	加里一成分ニ付	五百円
三 土壌ノ洗滌分析	一件ニ付	二百円
四 農産物、農産加工品及飼料ノ定性分析	一成分ニ付	百五十円
五 農産物農産加工品及飼料ノ定量分析	一成分ニ付	四百円
六 灌漑水ノ定性分析	一件ニ付	四百円
七 灌漑水ノ定量分析	二成分以上ハ一成分ヲ増ス 毎ニ二百円ヲ加フ 但シ可燃全量ハ百円トス	四百円
八 前項各号ニ掲グル以外ノ分析手数料ハ前項各号ニ準ジ、試験場長之ヲ定ム	一成分ニ付	四百円
	二成分以上ハ一成分ヲ増ス 毎ニ二百円ヲ加フ	四百円

第一号様式及び第二号様式中「鳥取県立農事試験場長」を「鳥取県農業試験場長」に改める。

第三号様式中「鳥取県立農事試験場長」を「鳥取県農業試験場長」に、「鳥取県立農事試験場」を「鳥取県農業試験場」に改める。

第七条 鳥取県木炭検査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「四円」を「五円」に改める。

附 則

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。

鳥取県し、畜生産検査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第二十二号

鳥取県し、畜生産検査条例の一部を改正する条例

鳥取県し、畜生産検査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「五十円」を「百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。

鳥取県し、畜生産検査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第二十三号

鳥取県し、畜生産検査条例の一部を改正する条例

鳥取県し、畜生産検査条例の一部を改正する条例

鳥取県立学校授業料徴収条例(昭和二十二年十二月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「全日制の課程にあつては年額六千円」

科目	別表	課目別受講料		
		中学校	高等学校	単位別年額受講料
国語(甲)			三	二百円
国語(乙)			二	二百円
漢文			二	三百円
一般社会			五	
日本史			"	
世界史			"	
人文地理			"	
時事問題			"	
一般数学			"	
解析(一)			"	
解析(二)			"	
幾何			"	

を「全日制の課程にあつては年額六千六百円」に改める。
 附 則
 この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。

鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第二十四号

鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県通信教育受講料徴収条例(昭和二十三年六月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。

